

関税率表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

通 則 1

部、類及び節の表題は、単に参考上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては物品の所属は、項の規定及びこれに関する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

解 説

- (I) この表は、国際貿易で取引される物品を系統的な形式で配列している。この表は、これらの物品を部、類及び節に区分し、それぞれにできるだけ簡明な表題を付し、そこに含まれる物品の範ちゅう又は種類を示すものである。しかしながら、多くの場合、部及び類に含まれる物品が多様かつ多数であるため、これらの物品をすべて表題に含めることも、また、特定して列挙することも不可能である。
- (II) そのため、通則1において、冒頭で、部、類及び節の表題は「単に参考上の便宜のために設けたものである」ことを明らかにした。したがって、これらの表題は、所属に関して法的な性格を有するものではない。
- (III) 通則1の後段は、下記により所属を決定すべきことを定めたものである。
- (a) 項の規定及びこれに関する部又は類の注の規定に従うこと、及び
 - (b) 項又は注において別段の定めがある場合を除くほか、必要に応じ通則2、3、4又は5の原則に従うこと。
- (IV) 上記(III)(a)は自明のことであり、多くの物品の所属は関税率表の解釈に関する通則の適用を検討するまでもなく決定される（例えば、生きている馬（01.01）、30類の注4の医療用品（30.06））。
- (V) 上記(III)(b)において、
- (a) 「項又は注において別段の定めがある場合を除くほか」という表現は、項の規定（4桁の記載、以下同じ。）及びこれに関する部又は類の注の規定が最優先の規定であり、所属の決定を行う上で最初に考慮すべきことを明確にするために設けられたものである。例えば、31類（肥料）の注では、この類の項の中には特定の物品のみを含める項があることを定めている。したがって、これらの項の範囲を拡大して、通則2(b)の規定を適用すればこれらの項に含まれることとなるような物品までを含めることはできない。
 - (b) 「通則2、3、4又は5の原則に従う」という表現において、通則2についての記載は、通則2(a)の規定が満たされており、かつ項又は注に別段の定めがない場合には、次の物品は、完成した物品としてその所属が決定されることをいう。
 - (1) 提示の際に未完成の物品（例えば、サドル及びタイヤを有しない自転車）
 - (2) 提示の際に組み立ててない物品及び分解してある物品（例えば、組み立てていない又は分解してある自転車で、全ての構成材料が共に提示されるもの）で、その構成材料が

それ自体として（例えば、タイヤ、インナーチューブ）又はそれらの物品の部分品として個々に所属を決定され得るもの

通 則 2

- (a) 各項に記載するいづれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいづれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

解 説

通則2 (a) (未完成の物品の所属)

- (I) 通則2 (a) の前段の規定は、特定の物品を記載している各項の範囲を拡大し、これらの項に完成品のほか、未完成のもので、提示の際に完成した物品としての重要な特性を有するものをも含めるようにするものである。
- (II) この通則の規定は、特定の項にブランクが掲げられてない場合でも、ブランクについても適用する。「ブランク」とは、そのまま直接使用することはできないが、完成した物品又は部分品のおおよその形状又は輪郭を有し、かつ、例外的な場合を除き、完成した物品又は部分品に仕上げるためにのみ使用する物品をいう（例えば、プラスチックボトルの成形前の中間生産品で、管状で一端が閉じており、口の方はネジ式の蓋を取り付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。）。完成した物品としての重要な形状を有するに至っていない半製品（通常、棒、ディスク、管等の形状のものは、「ブランク」としては取り扱わない。
- (III) 1部から6部までの各項の物品の範囲にかんがみ、この通則のこの部分の規定は、これらの部に属する物品には通常適用しない。
- (IV) この通則が適用される事例については、部又は類の総説に掲げた（例えば、16部、61類、62類、86類、87類及び90類）。

通則2 (a) (提示の際に組立ててないもの及び分解してあるものの所属)

- (V) 通則2 (a) の後段の規定は、完成した物品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは完成した物品と同一の項に所属することを定めるものである。このような状態で物品が提示されるのは、通常、包装、荷扱い又は輸送上の必要性、便宜等の理由による。
- (VI) この通則は、未完成の物品（この通則の前段の規定により完成したものとして取り扱われるものに限る。）で、提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものについても適用する。

(VII) この通則の適用上、「提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるもの」とは、組立て操作のみを伴うもので、例えば、締付具（ねじ、ナット、ボルト等）又は鉛接若しくは溶接により構成要素を組み立てれば完成品になるものをいう。

この場合において、組立方法の複雑さは考慮しない。なお、当該構成要素には、完成された状態にするための更なる作業操作は施されない。

完成品に組み立てる上で必要となる数を超える余分な構成要素は切り離してその所属を決定する。

(VIII) この通則が適用される事例については、部又は類の総説に掲げた（例えば、16 部、44 類、86 類、87 類及び 89 類）。

(IX) 1 部から 6 部までの各項の物品の範囲にかんがみ、この通則のこの部分の規定は、これらの部に属する物品には通常適用しない。

通則 2 (b) (二以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属)

(X) 通則 2 (b) は、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品に関するものである。この通則が適用される項は、材料又は物質が記載されている項（例えば、05.07 項のアイボリー）及び特定の材料又は物質から成る物品であることを示す記載のある項（例えば、45.03 項の天然コルクの製品）である。この通則は、項又は部若しくは類の注に別段の定めがない場合のみに適用される（例えば、15.03 項のラード油は混合していないものと定められているので、この規定は適用されない。）。

調製品である混合物で、部もしくは類の注又は項の規定にそのようなものとして記載されているものは、通則 1 の原則に従ってその所属を決定する。

(XI) この通則の効果は、ある材料又は物質について記載した項の範囲を拡大して、各項には当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むようにすることである。また同様に、この通則の効果は、特定の材料又は物質から成る物品について記載した項の範囲を拡大して、各項には、部分的に当該材料又は物質から成る物品を含むようにすることである。

(XII) しかしながら、この通則は、通則 1 の規定上、項の記載に該当すると認められない物品までも含むように項の範囲を拡大するものではない。この問題は、他の材料又は物質を添加することにより項に記載する種類の物品の特性が失われる場合に生ずる。

(XIII) したがって、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び二以上の材料又は物質から成る物品が、この通則を適用した結果、二以上の項に属するとみられる場合には、通則 3 の原則に従って所属を決定しなければならない。

通 則 3

2 (b) の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a) の規定により所属を決定することができないものは、この(b) の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えていたる材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

解 説

- (I) この通則は、通則2 (b) の規定又は他の理由により二以上の項に属するとみられる物品の所属を決定する方法として三つの方法を規定したものである。この方法はこの通則の配列上の順序に従って適用される。すなわち、通則3 (b) は通則3 (a) を適用しても所属を決定できない場合にのみ適用し、通則3 (a) 及び3 (b) のいずれによても所属を決定できない場合は、通則3 (c) が適用される。したがって、適用の優先順位は (a) の特殊な限定、(b) の重要な特性、次いで (c) の数字上の配列において最後の項の順序となる。
- (II) この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、**97 類の注5 (B)**において、97.01 項から 97.05 項までのうちの一つの項及び 97.06 項の双方に属するとみられる物品は、97.01 項から 97.05 項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、**97 類の注5 (B)**を適用してその所属を決定する。

通則3 (a)

- (III) 所属を決定するに当たっての第1の方法は、物品について最も特殊な限定をして記載をしている項をこれよりも一般的な記載をしている項に優先させて適用することである。
- (IV) いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。
- (a) 名称 (name) による限定は種類 (class) による限定よりも特殊な限定であるといえる（例えば、電動装置を自藏するかみそり及びバリカンは 85.10 項に属し、電動装置を自藏する手持電動工具として 84.67 項又は電動装置を自藏する家庭用電気機器として 85.09 項には属さない。）
- (b) 物品がより明確に同一性を確認できる項の記載に該当する場合、その項の記載は同一性の確認がより不完全な他の項の記載よりもより特殊な限定をしているといえる。
- 後者 (b) の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。
- (1) 自動車用のものと認定できるタフトしたじゅうたんは、自動車の附属品として 87.08 項には属さず、じゅうたんとしてより特殊な限定をして記載した 57.03 項に属する。

(2) 強化ガラス又は合わせガラスの枠付きでない安全ガラスで、航空機用のものと認定できるが、特定の形状への成形を超える加工がされていないものは、88.01 項、88.02 項又は 88.06 項の物品の部分品として 88.07 項には属さず、安全ガラスとしてより特殊な限定をして記載した 70.07 項に属する。

(V) ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が他の項に比べて一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

この場合において、物品の所属は、通則 3 (b) 又は 3 (c) により決定するものとする。

通則 3 (b)

(VI) この第 2 の方法は、通則 3 (a) により所属を決定することができない場合にのみ適用するものとし、次の場合に限られる。

(i) 混合物

(ii) 異なる構成材料から成る物品

(iii) 異なる構成要素で作られた物品

(iv) 小売用のセットにした物品

(VII) これらの場合において、上記の物品は、この規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えていたる材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(VIII) 重要な特性を決定するための要素は、物品の種類によって異なる。例えば、その材料若しくは構成要素の性質（容積、数量、重量、価格等）又はその物品を使用する際の構成材料の役割によって決定することになる。

(IX) この通則の適用上、異なる構成要素で作られた物品には、当該構成要素が相互に結合し、実際上全体が分離不能となった物品のほか、分離可能な構成要素から成る物品を含む。ただし、後者の物品にあっては、当該構成要素は相互に適合性を有し、また相互に補完し合い、かつ、共に全体を構成するものであって、個々の部分品として通常小売用とならないものに限る。

この後者の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。

(1) 灰ざら（取りはずすことができる灰用ボールとこれを支えるスタンドから成るもの）

(2) 家庭用の香辛料置き台（特別に作ったフレーム（通常木製）とフレームに適合する形状及び寸法にした適当な数の香辛料用のあき瓶から成るもの）

一般にこれらの組み合わせた物品の構成要素は、一緒に包装される。

(X) この通則の適用上、「小売用のセットにした物品」とは、次の物品をいう。

(a) 異なる項に属するとみられる二以上の異なった物品から成るもの（したがって、例えば、6 本のフォンデューフォークは、この通則の意味する範囲のセットとはみなさない。）で、

(b) ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、共に包装された产品又は製品から成り、かつ、

(c) 再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態（例えば、箱若しくはケー

スの中に又は厚紙の上) に包装されている物品

「小売」には、更に製造し、調製し、再包装し又はその他の物品と組み合わせ若しくは組み込んだ後に再販売することを意図した物品の販売を含まない。

したがって、「小売用のセットにした物品」には、個々の物品が共に使用する目的で最終使用者に販売されるセットのみを含む。例えば、ある即席料理を調製する際に共に使用する目的で種々の食料品を組み合わせたもので、共に包装され、買い手が消費するものが「小売用のセット」である。

通則3 (b) を適用して所属が決定されるセットの実例には、次の物品がある。

- (1) パンの中に牛肉が入ったサンドイッチ (チーズが入っているかいないかを問わない。)
(16.02) とポテトチップス (フレンチフライ) (20.04) を一緒に包装したセット : 16.02 項に所属

スペゲティ料理を調製する際に共に使用するためのセットで、生スペゲティの包み (19.02)、すりおろしチーズの袋 (04.06) 及びトマトソースの小さな缶 (21.03) から構成されており、紙箱に収められたもの : 19.02 項に所属

ただし、この通則は、各種の物品を選んで共に包装したもので、例えば、次の物品から成るものには適用しない。

シュリンプの缶詰 (16.05)、レバーパテの缶詰 (16.02)、チーズの缶詰 (04.06)、薄切りベーコンの缶詰 (16.02) 及びカクテルソーセージの缶詰 (16.01)

22.08 項の蒸留酒の瓶詰及び 22.04 項のぶどう酒の瓶詰

上記 2 つの組合せの例及び類似の物品の組合せの場合、各々の物品が属する項に別々に属する。

このことは、例えば、ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー (21.01)、陶磁製のカップ (69.12) 及び陶磁製の受皿 (69.12) をともに板紙製の箱に入れて小売用にしたものにも同様に適用される。

- (2) 理髪用セットで、電気式バリカン (85.10)、くし (96.15)、はさみ (82.13)、ブラシ (96.03) 及び織物製タオル (63.02) から成り、革製のケース (42.02) に収められたもの : 85.10 項に所属

- (3) 製図用キットで、定規 (90.17)、計算盤 (90.17)、製図用コンパス (90.17)、鉛筆 (96.09) 及び鉛筆削り (82.14) から成り、プラスチックシート製のケース (42.02) に収められたもの : 90.17 項に所属

上述のセットの所属については、当該セット全体に重要な特性を与えるとみなされる構成要素 (单一又は同一項に属する複数の構成要素) によって決定される。

- (XI) この通則は、工業製造用 (例えば、飲料製造用) に特定の割合の構成成分を取りそろえた物品で、当該構成成分を個々に包装 (包装の形態のいかんを問わない。) したものには適用しない。

通則3 (c)

- (XII) 通則3 (a) 及び3 (b) の規定により物品の所属を決定できない場合においては、当該

物品は、所属を決定するに当たって等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通 則 4

前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

解 説

- (I) この通則は、通則1から3までの原則によりその所属を決定することができない物品について定めたものである。このような物品は、当該物品に最も類似している物品が属する項に属することを定めている。
- (II) 通則4の規定に基づいて所属を決定する場合、提示された物品に最も類似している物品を決定するために、提示された物品と同種物品とを比較することが必要である。提示された物品は、それに最も類似する同種物品と同一の項に属する。
- (III) 類似性は、品名、性質、用途等の多くの要素によって決定することになる。

通 則 5

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

解 説

通則5 (a) (ケース、箱その他これらに類する容器)

- (I) この通則は、次に規定する容器についてのみ適用する。
 - (1) 特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させた容器（すなわち、当該物品を収納するために特別に設計製作されたもの。容器によっては、収納する物品の形状に合わせて製作されているものもある。）で、
 - (2) 長期間の使用に適する容器（すなわち、これらの容器は、収納される物品の耐久性に合わせて製作されている。また、これらの容器は、当該物品が使用されない時（例えば、輸送、貯蔵等の期間）は、これを保護する役目がある。したがって、これらの基準に照らせば、ここでいう容器は単なる包装とは区別される。）で、
 - (3) 輸送の便宜のため収納される物品と別々に包装されているかいないかを問わず、収納さ

れる物品とともに提示される容器（ただし、分離されて提示された場合、容器は、それ自身が該当する項に属する。）で、

（4）通常収納される物品とともに販売される容器で、かつ

（5）重要な特性を全体に与えない容器

（II）収納される物品とともに提示される容器で、この通則の規定を適用してその所属が決定される容器の実例には、次のような物品がある。

（1）身辺用細貨類の箱及びケース（71.13）

（2）電気かみそりのケース（85.10）

（3）双眼鏡のケース及び望遠鏡のケース（90.05）

（4）楽器のケース、箱及びバッグ（例えば92.02）

（5）銃のケース（例えば93.03）

（III）この通則が適用されない容器の実例には、茶を入れた銀製の茶筒、砂糖菓子を入れた装飾的な陶磁製入れ物のような容器類がある。

通則5（b）（包装材料及び包装容器）

（IV）この通則は、物品を包装するために通常使用される包装材料及び包装容器の所属を規定している。ただし、この規定は、明らかに反復使用に適するような包装材料及び包装容器には適用しない（例えば、圧縮ガス用又は液化ガス用の金属製のドラム又は鉄鋼製容器）。

（V）通則5（a）はこの通則に優先する。したがって、通則5（a）に記載されているようなケース、箱及びこれらに類する容器の所属は、通則5（a）を適用して決定する。

通 則 6

この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

解 説

（I）上記通則1から5までは、同一項中の号レベルでの所属の決定についても準用する。

（II）通則6の適用に当たっては、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（a）「同一の水準にある号」とは、号の規定中の1段落ちの号（水準1）又は2段落ちの号（水準2）をいう。

したがって、通則3（a）の文脈上、单一の項の中の二以上の1段落ちの号のうち、いずれの号に該当するかを検討する場合は、問題となる物品についての特性又は類似性は、競合する1段落ちの号の記載のみに基づき判断する。最も特殊な限定をしている1段落ちの号を選択し、かつ当該号自体に細分が設けられている場合、この場合においてのみ、2段落ちの号のうちいずれの号に属するかを決定するため、2段落ちの号間の記載を考慮するものとする。

(b) 「文脈により別に解釈される場合を除くほか」とは、部又は類の注が号の記載又は号の注と矛盾する場合以外の場合を指す。

例えば、71類にこの事例がみられる。すなわち71類注4(B)に規定する「白金」の範囲は、号注2の「白金」の範囲と異なる。したがって、7110.11号と7110.19号を解釈する上で、号注2が適用され、類注4(B)の適用は排除される。

(III) 2段落ちの号の範囲は、2段落ちの号の属する1段落ちの号の範囲を超えて拡大してはならない。また1段落ちの号の範囲は、1段落ちの号の属する号の範囲を超えて拡大してはならない。